平成２３年（フ）第２０６号
茨城県つくば市要207番地
債務者　片岡加代子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１５号
茨城県土浦市常名93番地10
債務者　古橋　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２２号
茨城県土浦市神立東１丁目12番43号　コーポ四季103号、前住所茨城県稲敷市月出里563番地80
債務者　村上　勝弘
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６５号
埼玉県草加市松原４丁目D43番304号
債務者　岡田　信枝
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
埼玉県草加市弁天５丁目１番１―405号
債務者　八木下妙子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
静岡県熱海市西熱海町２丁目29番12号　ランドピア熱海202
債務者　小元都見生
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
静岡県伊東市湯川692番地の２、従前の住所地静岡県伊東市宇佐美3226番地の100
債務者　鈴木美代子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本725番地の３
債務者　加藤　勝秋
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３２６号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目23番３号
債務者　緒方かをり
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
鹿児島県熊毛郡中種子町坂井920番地294
債務者　馬場富美子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０３２号
札幌市南区石山東４丁目２番36号　シュガーハイツⅠ―201号
債務者　伊東佳奈江
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４７号
札幌市白石区平和通12丁目北２番11号　201号
債務者　高舘　良洋
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１７号
札幌市中央区南11条西17丁目２番８―403号
債務者　忠村　大八
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０２号
札幌市南区澄川４条１丁目１番７号　リトルシティ澄川203号
債務者　杢代　卓樹
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０５号
札幌市手稲区前田８条17丁目１番33号
債務者　岸田　敏昭
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２７号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目11番１号みやこハイツAの２
債務者　山下　啓二
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３５号
北海道江別市大麻南樹町２番地　道営住宅R16―302
債務者　蓮井　優子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７号
山形県新庄市十日町6165番地の５
債務者　菅　　忍
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
山形地方裁判所新庄支部